

## ○静岡県暴力団排除条例施行規則

(平成 23 年 7 月 7 日静岡県公安委員会規則第 14 号)

改正 令和元年 7 月 1 日県公委規則第 3 号 令和 3 年 2 月 12 日県公委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県暴力団排除条例（平成 23 年静岡県条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項第 9 号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 社会教育調査規則（昭和 35 年文部省令第 11 号）第 3 条第 11 号に規定する青少年教育施設

(2) 富士市地区まちづくりセンター条例（平成 19 年富士市条例第 23 号）第 2 条第 1 項に規定する地区まちづくりセンター

(3) 静岡市生涯学習施設条例（平成 20 年静岡市条例第 17 号）第 1 条に規定する生涯学習施設

(説明等の要求の手続)

第 3 条 静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第 23 条の規定により説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求めるときは、説明・資料提出要求書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明（以下「口頭説明」という。）を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 条例第 23 条の規定により説明等を求められた者は、前項の規定により口頭説明を求められたときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（様式第 2 号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第 1 項の規定により説明等を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限又は口頭説明の日時までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、説明等を求められた者が正当な理由がなく提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭説明の日時に出頭しない場合には、説明等の要求を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第 4 条 公安委員会は、前条第 2 項の規定により口頭説明を求めたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

- 2 前条第2項の規定により口頭説明を求められた者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により口頭説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭説明の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により口頭説明を求めた者に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定により口頭説明を聴取する警察職員は、口頭説明調書（様式第5号）を作成するものとする。

（勧告の方法）

第5条 条例第24条に規定する必要な勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（事実の公表の方法等）

第6条 条例第25条第1項及び第2項の規定による公表（以下単に「公表」という。）は、静岡県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

- 2 前項の公表の内容は、公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

（意見陳述の機会の付与）

第7条 公安委員会は、条例第25条第3項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、当事者に対し、意見陳述通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の意見陳述を、口頭により行うことを認めることができる。
- 3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第8号）の提出を求めるものとする。
- 4 当事者は、意見陳述を行うに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 5 公安委員会は、第1項の規定により通知するときは、申述書の提出期限又は口頭による意見陳述の日時までには相当な期間をおいて行うものとする。
- 6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見陳述の日時に出席しない場合には、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

（口頭による意見陳述）

第 8 条 公安委員会は、前条第 2 項の規定により意見陳述を口頭により行うことを認めるときは、警察本部長が指定する警察職員に意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見陳述日時等変更申出書（様式第 9 号）により口頭による意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見陳述の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により意見陳述の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第 2 項の規定による申出を受けた場合において意見陳述の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかにその旨を意見陳述日時等決定通知書（様式第 10 号）により当事者に通知しなければならない。

5 第 1 項の規定により意見を聴取する警察職員は、口頭申述調書（様式第 5 号）を作成するものとする。

（代理人の選任）

第 9 条 説明等を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明等又は意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任証明書（様式第 11 号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者等は、第 1 項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第 12 号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附 則(令和元年 7 月 1 日県公委規則第 3 号)

1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年2月12日県公委規則第3号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県暴力団排除条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている申出書等は、改正後の静岡県暴力団排除条例施行規則の相当する様式により提出された申出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

説明・資料提出要求書  
[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

説明・資料提出書  
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

説明日時等変更申出書  
[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

説明日時等決定通知書  
[別紙参照]

様式第5号(第4条、第8条関係)

口頭説明・口頭申述調書  
[別紙参照]

様式第 6 号(第 5 条関係)

勧告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 7 条関係)

意見陳述通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 7 条関係)

申述書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条関係)

意見陳述日時等変更申出書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 8 条関係)

意見陳述日時等決定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 9 条関係)

代理人選任証明書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 9 条関係)

代理人資格喪失届出書

[別紙参照]

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

		第 号
		年 月 日
説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書		
殿		
静岡県公安委員会 印		
静岡県暴力団排除条例第23条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。		
説明又は資料の提出を 求める理由		
説明又は資料の提出を 求める内容		
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで	
備 考		
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。		

（注）

- 1 口頭による説明を求める場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、静岡県暴力団排除条例第 25 条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、この説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出する資料の内容を記載して提出してください。  
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、静岡県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、この説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任証明書を静岡県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

静岡県暴力団排除条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出する資料の内容	
備 考	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

説明日時等変更申出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

静岡県暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		第 号	
		年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

様式第4号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

説 明 日 時 等 決 定 通 知 書

殿

静岡県公安委員会 印

静岡県暴力団排除条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり通知します。

説明・資料提出要求書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------------	--------------

口頭による説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

口頭による説明の日時又は場所の不変更決定

口頭による説明の日時又は 場所を変更しない理由	
----------------------------	--

(注) 該当する□にレ印を付すこと。

様式第5号（第4条、第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<input type="checkbox"/> 頭 説 明 <input type="checkbox"/> 頭 申 述		調 書  所 属 職 名 氏 名	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 説明・資料提出要求書 <input type="checkbox"/> 意見陳述通知書	の番号及び日付	第 年 月 日	第 年 月 日
<input type="checkbox"/> 頭 説 明 <input type="checkbox"/> 頭 申 述	の 日 時	年 月 日	時 分～ 時 分
<input type="checkbox"/> 頭 説 明 <input type="checkbox"/> 頭 申 述	の 場 所		
当 事 者	住 所 氏 名 （法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者又は管理 人の氏名） 電話番号		
代 理 人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 頭 説 明 <input type="checkbox"/> 頭 申 述	の 要 旨	住 所 氏 名 電話番号	
証 拠 書 類 等			

(注)

- 1 「代理人」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 不要な文字は、抹消すること。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

勸 告 書

殿

静岡県公安委員会 印

静岡県暴力団排除条例第24条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸 告 の 内 容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、静岡県暴力団排除条例第25条第2項の規定により、その旨を公表することがあります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第7号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第 号  
年 月 日

意見陳述通知書

殿

静岡県公安委員会 印

静岡県暴力団排除条例第25条第3項の規定による意見陳述の機会の付与を次のとおり行いますので、静岡県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	
備考	

意見陳述に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

（注）

- 1 口頭による意見陳述を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見陳述に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、この意見陳述通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。  
なお、口頭による意見陳述が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見陳述の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見陳述が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、静岡県公安委員会に対し、意見陳述日時等変更申出書により、意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見陳述に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、この意見陳述通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見陳述に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任証明書を静岡県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見陳述の日時に出頭する場合は、この意見陳述通知書を持参してください。

様式第8号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

申 述 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

静岡県暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見陳述通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事実の内容 についての意見	
備 考	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第9号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

意見陳述日時等変更申出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

静岡県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見陳述通知書の番号及び日付		第 号	
		年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

様式第10号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

意見陳述日時等決定通知書

殿

静岡県公安委員会 印

静岡県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

意見陳述通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
--------------------	--------------

意見陳述の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

意見陳述の日時又は場所の不変更決定

意見陳述の日時又は 場所を変更しない理由	
-------------------------	--

(注) 該当する□にレ印を付すこと。

様式第11号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

代 理 人 選 任 証 明 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

私は、静岡県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、  
説明又は資料の提出  
意見陳述  
に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書又は 意見陳述通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
当 事 者 等 と の 関 係	

(注) 不要な文字は、抹消すること。

様式第12号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

私の代理人は、その資格を失ったので静岡県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出書又は 意見陳述通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	